令和８年度 品川区子ども・子育て会議
第２回議事録

令和８年度 第２回 品川区子ども・子育て会議

議事次第

日時：令和８年９月７日(月)14:30～16:30
場所：品川区役所 第２庁舎４階 災害対策本部室

１．開会

２．新規委員紹介

３．子どもの権利と子どもの権利条例について

４．報告事項
（１）こどもの権利に関する新条例 制定スケジュールおよび取組事項

５．審議事項
（１）こどもの権利に関する新条例 条例構成案について
（２）区民アンケート項目について

６．その他

７．閉会

（配付資料）
【資料１】品川区子ども・子育て会議委員名簿
【資料２】子どもの権利と子どもの権利条例について
【資料３－１】こどもの権利に関する新条例 制定スケジュール（令和８年度分）
【資料３－２】わっくわくランドしながわにおけるパネルアンケート
【資料３－３】こども未来ミーティング第１回開催報告
【資料４】こどもの権利に関する新条例構成案（初期案）
【資料５－１】こどもの権利に関する新条例アンケート実施概要
【資料５－２】こどもの権利に関する新条例アンケート項目（案）
【参考１】席次表

１．開会

会長：皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまより、令和8年度第2回子ども・子育て会議を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、品川区を代表して、子ども未来部長よりご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

■子ども未来部長より挨拶

会長：次に、本日の委員の出欠状況について事務局より報告をお願いいたします。

■事務連絡

事務局：委員の出欠状況についてご報告いたします。本日は5名の委員がご都合により欠席、4名の委員におかれましては、オンラインでの出席となっております。本会議の委員25名中、20名の出席ということで、品川区子ども・子育て会議条例第６条第２項における委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本会議は公開としております。本日、傍聴者3名の方にお越しいただいております。

会長：今回からオンラインも取り入れるようになったということで、まさに今日のようなお天気ですとオンラインでしたらご参加いただけるという方もおられるかと思いますので、このような仕組みを取り入れていることはとても良いことかなと思っております。

それでは次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。議題2、新規委員紹介について、事務局より委員の皆様へご紹介をお願いいたします。

２．新規委員紹介

■事務局より資料１について説明

会長：新規委員様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第の３にまいります。子どもの権利と子どもの権利条例について講義をしていただくため、子どもの権利専門部会委員である講師にお越しいただいております。先生は江戸川区子どもの権利擁護委員、品川区児童相談所児童福祉審

議会委員、都内児童相談所での非常勤弁護士等を歴任されてきた方です。それでは先生、どうぞよろしくお願いいたします。

３．子どもの権利と子どもの権利条例について

■こどもの権利専門部会委員　講師より講義（資料２）

会長：先生、どうもありがとうございました。ただいま子どもの権利と子どもの権利条例について先生にお話しいただきましたが、皆さんからご質問やご意見等はございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いいたします。対面の方はもちろんですし、オンライン参加の皆様からも受け付けますので、ぜひよろしくお願いします。時間としては15分ぐらい取れる予定になっています。いかがですか。ちょっとまだ出にくいようでしたら、私から１ついいですか。
子どもの救済機関というところをご紹介いただいたかと思うのですけれども、先生のおっしゃる範囲で構わないのですけども、子どもからはどういった相談が多いのでしょうか。

講師：子どもからの相談は本当に多岐にわたります。私が権利擁護委員をしている区では、先ほどご紹介したようにタブレットで相談を入力することもあり、小学生と中学生からの相談がメインです。高校生の場合は電話をかけてきてくれる子もいるのですけれども、区立学校に在籍する子どもたちは（学校配布の）タブレットから送ってくれるので、小学校1、2年生から中学校の1、2年生ぐらいまでのお子さんたちからの相談が多くなっています。学校の中で起きる子ども同士のトラブルで、何々君がすごく嫌なことを言ってきて、やめてって言うのだけどやめてくれない、というようなものから、家庭の中のことに関するご相談もあります。お母さんとの間でスマホの使い方をめぐってトラブルになっている、怒られるという相談もあれば、もっと深刻な虐待が疑われるようなケースの相談があることもあります。
あとは本当に些細なことで、給食のおかわりじゃんけんに負けた、というような相談もありましたし、一方で、もう自分は生きていたくないといった深刻な相談もあります。本当に相談内容が多岐にわたるため、その都度どのようにするのがよいか委員の間でも相談しながら対応しています。同じ相談は１つとしてなく、いろいろな相談が寄せられています。

会長：学年もそうですし、内容も様々で、やはりポイントは学校や家族に相談することもできますが、あえてそうではなく第三者に聞いてもらいたいことや、第三者

だからこそ話せることもあるのだと感じました。他には、皆様いかがでしょうか。オンラインの方は大丈夫ですか。せっかくなので公募委員の方、いかがですか。

委員：お話の中で、子どもの意見表明を大事にしようというのは素晴らしいなと思いました。子どもの意見表明を大事にしようと言って反対する方はいらっしゃらないと思うのですけど、やはり大事にしようで終わるのではなく、話の中でもあった継続的なプロセスとして、子どもの意見をどう受け止めていく仕組みを作るかがすごく大事かなと思います。いろいろな仕組みが、今後やる子育てやこども未来ミーティング、こども会議などの仕組みを今から作っていくことだったり、話にあったような相談できる場があることだと思うのですけど、個人的には、子どもはなかなか意見を表明できないというか、こちらから聞いてあげるくらいのことをしなければいけないかなと思っています。先ほどの例にあった校則、あるいは遅刻扱いになってしまうようなところも、お話を聞いている高校生の方はすごく立派で、実際は自分で探して相談する方だけではないかなと思っていて、なんとなく大人の言うことを聞いてしまって、本当は嫌だったり、おかしいなと本来思ったりしている子どもが結構いるのかなと思っています。うちは子どもがいて、近くの文庫の森という公園で、ストライダー、幼児自転車で遊んでいたのですが、ある日突然、ストライダーや幼児自転車は禁止、あとキックボードも近くの高齢者の方が危ないということで禁止されてしまったのです。安全のためというのは理解しつつ、それを決めるプロセスで子どもの声を聞いたのかなというところがあって、もし聞いていれば、そこで20人、30人の子どもがそういう遊びを楽しんでいたかもしれないと分かったりとか、子どもに聞いたら、もしかしたら危ないと言うけれど、自分たちは周りを気にして、ちゃんと安全に遊んでいたつもりだという意見があったり、子どもながらに、この場所は許してほしい、この乗り物は許してほしい、という意見もあったかもしれません。そういうことを聞いていれば、大人の意見だけではなく子どもの意見も聞きつつ判断できる。最終的に禁止にするにしても、これだけの数の子どもたちがこんな楽しい時間を過ごしていた中で禁止してしまうという重みが、大人の中にも出てくると思うのです。大人の都合で決めたり、子どものために決めたりするようなことでも、子どもに関することはまず子どもの意見を聞こう、という継続的なプロセスの中であればいいかなと思います。公園のルールのようなローカルで具体的なことだったり、学校の校則だったり、児童館のルールだったり、給食を増やす、減らす、最近はオーガニックにするなどいろいろありましたけれど、そういうのも大人がいろいろ議論して決めるのはもちろんいいけど、子どもはどう思っているかという点があると、大人だけではなく子どもの視点が入って、何でも子どもの意見を受け入れるわけではないけど、より子どものためになることにつながるかなと思うので、こ

の条例で子どもの意見表明を大切にしようというのはもちろん大事なのですけど、もう一歩踏み込んで、子どもに関するルールを決めるときに子どもの意見を聞こう、という具体的なプロセスとして継続的にやれば、もっと良い品川区になるのではないかなと思いました。

講師：本当に今すごく大切な視点を示してくださったなと思いながらお聞きしていたのですけれども、公園のルールなどは先ほど言ったようなルールメイキングの話とも関わってくると思うのですが、やはりそのプロセスに参画するという経験こそが子どもたちの成長につながる。そこが子どもらしい権利といいますか、子どもの権利独自のところではないかなと思っています。（ご意見は）本当におっしゃる通りだなと思います。また、子どもみんなが意見を言えるわけではないとおっしゃられたのは、私たちが弁護士として子どもたちに関わるときにも痛感しているところで、みんなが自分の意見を言えるわけではないのですよね。ついつい、大人は言える子たちの意見ばかり聞いてしまうところもあって、あらゆる子どもたちの思いや気持ち、意見をどうキャッチしていくかが大人の側の責務ですし、あるいは意見を表明したくない子たちの権利、言わない権利というのも子どもたちに保障されていると思っています。子どもに無理やり「言いなさい」と言って聞くのは違うと思いますし、どのように子どもたちの意見や思いを聞くのがよいのか、その点はその場になると本当に難しいところですけれども、そういった考え方を大人の側が共有していることで、少しずつでも子どもたちが「言っていいのだな」と思えて、子どもたちが意見を言えるようになっていく部分もあるだろうと思っています。大人側がこの権利のことを知り、さらに子どもたち同士の間でも広めていくことが大切なのではないかなと思っています。

会長：まさに子どもの権利条約ができて、そこからこども基本法だったり、東京都だったり、いろいろなレベルで子どもの権利に関する条例が浸透してきたところではあるのですけど、結局は実際子どもに直接関わるのは基礎自治体なので、そこでやはりこういった条例をきちんと作って、地域の皆さんの中で共有して、子どもへの周知だったり、地域の方への周知というのも基礎自治体がやっていくことはすごく大事だなと思うところなのですけど、今の鈴木委員のコメントは、まさに地域の公園のことをどういうふうに考えるかとか、あとは今、先生からの話ですごく大事なところであって、ただ聞かないとか言えないとか、そういうお子さんもいるし、そこの権利も保障されるということの重要性もまとめてお伝えしてくれたかなと思って、すごく勉強になりました。どうもありがとうございます。あと１つぐらい、もしご質問などあればと思うのですけど、よろしいですか。オンラインの方はよろしいですか。それでは次の議題がありますので、先生のご講

義と質疑応答を一旦ここで締めさせていただきたいと思います。先生、本当にありがとうございました。
それでは続きまして、このことに関する次第4の報告事項に入りたいと思います。
それでは品川区の「（１）こどもの権利に関する新条例 制定スケジュールおよび取組事項」について、事務局より説明お願いいたします。

４．報告事項

（１）こどもの権利に関する新条例 制定スケジュールおよび取組事項

■事務局より資料３－１～３－３について説明

会長：ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件についてご質問やご意見はございますでしょうか。お願いいたします。

委員：グループの意見に「区の施設を使いやすく」という点があったのですけど、区が運営する施設だけではなく、子どもが使う私立を含めた全体を区の施設としてお考えいただければ嬉しいなと思うのです。私立幼稚園の経営は厳しい状況で、施設の老朽化が進んでいたり、メンテナンスにお金をかけるのが難しいと園側から伺っております。私立幼稚園も含めて、品川区で子育てする大切な教育機関の１つとして、関係する行政の方と森澤区長に、私立幼稚園の施策や現状について、区の施設を使いやすくするという観点からも、一度現状を確認していただければと考えております。

会長：こども未来ミーティングの資料の中にあったコメントに対してのコメントということになりますけれども、関係部署の方でもよろしいですし、今のご意見についていかがですか。

事務局：ご意見いただきありがとうございます。今、品川区で作ろうとしている条例の中に、大人の役割や行政の役割も書き込みたいなと思っておりまして、それはほかの自治体で実例としてあるのですけれども、そういったところを見ていくと、区にある子どものための施設の職員さんのやるべきこととか、それに対して行政が支援することとか、結構細かく書いてあります。今おっしゃっていただいた私立幼稚園も、当然、区の中で子育てを応援する教育機関ではありますので、線を引くことはなく広くカバーしていきたい考えです。すべての品川区の子どもたち、それから子育て世代の方を応援できるような条例にしていきたいと思っています

ので、ご提案のあった視察とか、幼稚園でも意見を聞いている自治体もあったりするので、いろいろな取り組みのヒントにさせていただきたいなと思います。

会長：ちなみに私立幼稚園の場合、管轄はどこになるのですか。

副会長：細かいことを言うと、私学助成の私立幼稚園の管轄は東京都、区内には給付に移行した園もありますけれども、幼稚園そのものの所管は都で、今、事務局の方でご説明があったように、品川区内にある、ある意味公共性の高い施設であることは事実です。ただ一方で、私立園の独自性がありますし、園庭を開放している園としていない園など、いろいろな取り組み方がありますので、オープンにしていただかないと区民の利用はなかなか実際難しい。あるいは、在園児がいるところで他の方が入るのはセキュリティ上問題がありますので、そういう意味では、私立幼稚園の方としても、全園ではないとしても、こういう部分で園庭開放したり、公開してオープンにできるという状況をまとめていただいて、コミュニケーションを深めていただくほうが、お互いに擦り合わせがしやすくて、活用も可能になるのではないかなと感じています。

会長：利用者の視点という部分と、公共性、他のお子さんも利用できるという部分と、どういうふうに兼ね合いを考えながらサポートを活用していくか、そこにつながっていくのかなと思うのですけれども、こどもの権利に照らすと、やっぱり子どもにとって良いことを考えるときに、幼稚園であれば幼稚園の設置者や親御さんはもちろんなのですけど、区や自治体の役割というのはあるかと思いますので、そういうことが条例ができれば整理されていく部分もあるのかなと思っています。
貴重なご意見、コメントありがとうございます。他はいかがですか。
では、オンラインの委員、コメントお願いします。

委員：資料3-2のアンケートなのですけども、必要のあるヒアリングだと思うのですが、思ったこととしては、公園でアンケートを取ったというところで、公園に来られる人を対象にしているということと、あと大人の前で回答したり親御さんが付き添ったりという場面もあるのではないかなと思って、一定のバイアスがあるのではないかなと思ったので、江戸川区の事例みたいに、iPadなど、もっと幅広くヒアリングできるような方法を取ると、もっと精度の高い回答が得られるのではないかなと思いました。以上になります。

会長：ありがとうございます。事務局、いかがですか。

事務局：ご意見どうもありがとうございます。今、委員がおっしゃっていたように、バイアスというか偏りというか、そういったものは否めないというのが正直なお答えです。ただ、そういった対象の子たちだけの意見を集めていくというふうにだけ考えているわけではございません。声をあげづらい環境にある子、あとはちょっと恥ずかしくて意見を言えない子、いろいろなタイプの子どもがいると思いますので、声を出しづらい子どものところには、区がアウトリーチでご意見を聞きに行く機会を今後設けていきたいと思います。そこで得られた意見も貴重な意見ですので、そういった声も条例に反映させていくことを考えております。
また、資料３－１の今年度のスケジュールの中段の意見聴取、事業等のところで、④区民アンケートの中で、学校用タブレットを使ってのアンケートも考えていまして、これは小学校1年生から中学校3年生まで全員対象でアンケートを送らせていただきます。内容についてはこのあとの議題のところでご説明させていただくのですけど、広く取るのと、あとはスポットを絞って、対応をしていきたいと考えてございます。

委員：かしこまりました。ありがとうございます。

会長：まさに次の審議事項の中に区民アンケートのことが入っていて、今回はこのパネルアンケートとか、こども未来ミーティングをまずとっかかりとしてやってみたというところで、もちろん重要だと思うのですけど、今後、区民アンケートとして広く取るということが次の項目に入っていますので、この流れで審議事項に移らせていただきたいと思います。
続きまして、次第5「（１）こどもの権利に関する新条例 条例構成案について」、事務局から説明をお願いします。

５．審議事項

（１）こどもの権利に関する新条例 条例構成案について

■事務局より資料４について説明

会長：ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件についてご質問、ご意見等はありますでしょうか。

委員：このアンケートの内容や、先ほどのこども未来ミーティング、こういうことをやっていくのは素晴らしいなと思いつつ、項目を見るとかなり抽象的な質問が多いかなと感じていて、結構先ほどの先生のお話でも、子どもは成長の過程でそれ

ぞれの成熟の度合いがあってというところがあったと思うのですけど、子どもの意見表明を汲み取る上でも、子どもの成長に合わせてもうちょっと子どもの意見を汲み取りやすいぐらいのレベル感の項目にしてあげることも結構大事かなと思いました。アンケートのこういうような抽象的な質問も定点観測的にやっていくことはいいとは思うのですけど、もう少し子どもが意見しやすいというかドリルダウンしてあげて、身近な公園のルールだったりとか、学校のルールをどう思うか聞いてあげたりだとか、質問の仕方として、先ほど何か校則の遅刻の例だったりとかを挙げて、こういうように何か困ったことはないですかとか、何かそういうようにもう少し抽象度を落としてあげて、子どものリアルな意見がもっと出やすいような仕組みとかもあればいいかなと思いました。

会長：パネルアンケートのことですか、それとも区民アンケートの項目、どちらのイメージでおっしゃってくださいましたか。

委員：アンケートの内容のイメージです。

会長：今、新条例の構成案の項目について見ていただいているところなのですけど、せっかく今ご質問が出たので、区民アンケートの項目についても検討をお願いしたいというところがあるので、そこも事務局に説明していただいてから、またご意見いただく感じでもいいですか。委員のおっしゃっていることがよくわかった部分もあるのですけど、もう少し項目としては細かい形で条例を作る際にアンケートを行うのですけれども、それを説明いただいてから、さらにご意見をいただきたいと思います。では区民アンケート項目について、いいですか。

（２）区民アンケート項目について

■事務局より資料５－１～５－２について説明

会長：これから取り組もうとしていることの全体像の一部みたいなところを説明いただきました。先ほどのご質問の意図というのも、子どもが直接的にお話できるような部分は子ども会議のところでやっていく一方で、区民全体のマスレベルの情報を集めるところでは、今回のこのアンケートを実施したいということで、先ほどの新条例の構成案の話とアンケートのことが審議事項になっているのですけど、どちらにでもよろしいですので、ご意見などいただけましたらお願いいたします。

委員：先ほど資料4でご質問できなかったのですけど、他の特別区の構成比較というものがあって、設置のところが品川区では全部丸になっていると思うのですけど、

他の特別区で採用していて、品川区で採用しないものがあるのかどうかがこの資料だとわからなかったので、もしあればそこの点について教えていただきたいです。

会長：品川区で採用しない項目があるのかどうかということです。

事務局：ご質問ありがとうございます。今お示ししている資料4の表の左から2つ目の列「項目」のところに、一般的な項目をお示ししているのですけれど、品川区ではこれをすべて設置するという形でご説明をさせていただきました。ほかの自治体もすべての類型がこれに当てはまっているかというとそうではないのですけれど、ほかでやっていて品川区でやらないということはなくしたい、すべてをカバーしていきたいという考えで今取り組んでおります。私たちが調べている段階で、ほかがやっていて品川区がやらないというものはないという認識で、作業を進めているところでございます。

委員：質問の意図は解消しましたので安心しました。ありがとうございます。

会長：設置のところに青い丸が全部についているので、すべて行うということです。それから、先ほど先生がご講義くださって、子どもの権利救済機関で先生が活動されているということなのですが、これで言うと、例えば第５章の救済機能というのがそれに当たるのですが、これはやっぱり設置している自治体と設置していない自治体があるわけですけれども、品川区では、少なくとも専門部会で検討している中では、これは必要であろうという認識ですし、ここで皆さんにもご意見を伺って、救済機関の設置も含めて、品川区が他の区で行われている、含まれているような項目はすべて行うということで認めていただけることができたらありがたいかなと思っていますが、ご意見などありましたら、ぜひいただけたらと思います。お願いいたします。

委員：ご説明ありがとうございます。ちょっと細かいところなのですが、構成案の第一章の定義というところで、こども、保護者、学校関係者という主体が定義されていると思います。第3章で各主体の役割ということで、またそれぞれの具体的な役割の定義があるのかなと思うのですけど、ここにこどもの役割というのはなく、受け身というよりも、こどもの権利を定義して、それを実行するというところに役割があるのかなと思うので、第一章と位置づけるので、こどもの役割というのがあってもいいのかなと思いました。

会長：子どもの権利条約の考え方から言いますと、子どもの役割というよりは、役割も含めてこどもの権利に含まれるものとして考えられているかと思いますので、実際は子どもが持っている権利の中に、例えば教育を受けるとか、学ぶという役割も子どもにはあると思うのですけれども、それは権利というものに含まれるものとして理解されているかなと思います。そうすると、第3章のところは、こどもの権利を守るために周囲の大人なり機関がどういう役割を持っていくかという整理になっているかと思いますので、こどもの役割というような表現ではない形で入れ込む形になるのかなと思うのですけど、事務局、いかがですか。

事務局：ご質問ありがとうございます。新藤会長も補足いただきありがとうございます。いわゆるこどもの権利に関する条例で、こどもの役割というふうに大々的に書いているところはあまりないのかなと思っているところなのですが、ただ、子どもも自分たちはこういう思いでいるのですという表現というのは、結構多くの自治体で見られています。それが入っているところが第１条の前に置く前文、子どもからのメッセージというところで、役割ではないのですけど、子どもの気持ちや、こういうふうに頑張っていきたいとか、こういうことがあると幸せというものが入っているので、そういったところを今後、品川区でも前文を考えていくときに、いろいろな自治体を見ながら、子どもの気持ちをそこで表現するようにしていくことができたらいいなというふうに考えてございます。貴重なご視点、ありがとうございます。

委員：承知いたしました。ありがとうございます。

会長：他はいかがでしょうか。委員、お願いいたします。

委員：いくつかお伺いしたいことがあるのですが、まず資料を拝見していて、スケジュールの部分について質問です。今回、調査票が出ていてそれぞれアンケートの回答があるかと思うのですが、まだ決定稿ではないとは思うものの予備調査は行われるのでしょうか。予備調査をした上で、例えばこの質問紙が恣意的ではない、あるいは回答が明らかにおかしいとなったときに、設問を修正して本番を行うというのが、いわゆる心理的な調査の尺度調査などでよく行うのですが、今回そのスケジュールが特になかったので、これが本番稿としてそのまま行くのかどうか、教えていただいてもいいですか。

事務局：今考えているのは、このアンケートの内容をベースに、こどもの権利専門部会、それから本日の子ども・子育て会議でご意見をいただいて修正したものを、

アンケートとして出すという形です。シンプルな取り組みの形にはなりますが、品川区の条例を検討していただく場、それから協議していただく場の了承を得たものを出す形で考えてございます。

委員：今回いただいている内容は、非常に工夫して作っていらっしゃるのだろうなと思って、大変だったろうなと思ったのですが、少しこちらに関して課題があると感じておりまして、例えば幸せであるとか権利であるとか、そういうものは大きすぎて、子どもは多分わからないし、大人に関してもわからない。定義がどこにもない状態です。例えば、イラスト、もしくはもう少しわかりやすい具体的な説明が必要になりそうだなと思って見ていました。あわせて、必ず選ばなければいけない項目が結構多いです。わからない子は1番を選ぶか4番を選ぶか、なんとなくランダムで選ぶと思うのです。事前に2分のショートムービーを見てから回答するとなると、むしろ答え合わせのクイズのように答えられてしまって、そこで言っていた言葉を選択する可能性が上がります。そうなったときに、わからないとか答えたくないみたいな項目があってしかるべきもののところに入っていない可能性が高いのではないかなと思っているので、ここに関しては先ほどおっしゃっていたと思うのですが、権利は使いたい人は使うけれど、使いたくない、答えたくないというときにも使えるものだという話がまさにあったばかりですので、選択肢に関して、特に幸せに関してとか、権利が守られているかどうかとなったときに、守られていない子どもは答えたくないを選ぶ可能性が上がります。現時点で仮説が立てられるものなので、そこはぜひ改善していただきたいなと思いました。

事務局：アンケートの件、ご意見どうもありがとうございます。おっしゃるところは、今、なるほどと思って伺っていました。わからないとか答えたくないは、あってしかるべきだと思います。全部そういうところに行ってしまうと困るのですけど、全体を見て必要なところにはやはり置く必要があると思いますので、専門部会や会長ともお話しさせていただきながら、必要なところを反映していきたいと思っているところです。ありがとうございます。

委員：構成案のところで、特別区がたくさん出ている表についての質問なのですが、品川区のベンチマークとしている区はどれですか。

事務局：特定の自治体というのはないのですけれど、制定している年度が結構バラバでして、年度が新しいところでいくと、文京区や杉並区、最近リニューアルした世田谷区といった比較的新しいところを見ているとお受け止めいただければと思

います。ただ、新しいだけではなくて、ここには書ききれていないのですけれど、いろいろな先進的な自治体と言われているところがありますので、そういったところは参考にしています。

委員：ありがとうございます。多くの自治体であまり入っていなくて、私が普段引っかかるなと思って見ているところがあります。例えば、「結果の周知・フィードバック」や「検証の見直し」の丸が少ない理由もよく理解できています。そうだろうなと思いますし、「実施状況の公表」が少ないのも理解できます。
最近あったことでいうと、学校に行っていない子というのが前提にあるのですが、朝から子どものまもるっちが鳴り、まもるっちセンターの方から、子どもに「今どこですか」「どういう状況ですか」と聞かれたのです。これ自体は構いません。ただ「なぜ学校に来ていないのですか、どうしてですか、説明してください」というのが、まもるっちセンターの担当さんから子どもに対して問いかけられまして、子どもが「え、これどう答えたらいいの」となって、どうしようと親に相談したのです。ここで別に泣いたり怒ったりがあったというわけではなく、これで何が起こるのかというのが、今、これを見ていて思っているところなのですけれども、子どもに対して相談が来ました。通常の会社であれば、問い合わせになるのでチケットが立ちます。質問が来てIDが振られます。これが完了したかどうかを見たり、どのくらいの期間で完了したのかを見たり、完了したあとに同じ人から問い合わせが来たら理由を分析したり、同じ問い合わせが来ないように工夫したりする改善が走るのです。今この状況で何が起きているかというと、不登校児童が学校に来なかったことや、他のやり取りもあるのでいろいろ割愛しますが、学校側がそれを知っていて、教育委員会も知っている状態になっているときに、このことが起きている現状を考えると、先ほどのような簡単な楽しい質問が来て、メロンが取れなかったという話なら、それはそれで可愛いチェックでいいと思うのですが、結構シビアな質問をされたときに回答して、解決したことに勝手にされていました、もう一度質問が来ました、違うチケットとして扱いました、前の人とは別のものとして扱いました、結果、この人は同じ質問を他の人に何度しても解決しませんでした、期待値が下がりました、使われなくなりました、何か事件が起こりました、というのはいけないですよね。というところがあるので、今回これは権利を守ることをもちろん条例として作るということはあるのですが、全部が入るということであれば、この開示される部分であるとか、それがどう行われるのか、いわゆる救済、そしてその救済後の件数管理、報告というところが結構出てくるのかなと思います。
先ほどの質問を拝見していると、実は今まで助けてもらったときに助かったなと思いますか、みたいな結果ですね。今までそういうエビデンスがあるのか、とい

うところを子どもも大人も一度も聞かれていないのです。こうなったらいいなという願いはあるのですけど、現状どうだったみたいな声が入っていなくて、今回の権利施行は本来これから未来に向かっていいことにしていこうというものですけれども、現状の把握と未来の話がくっついていなければ妄想になってしまうのではないかなと思うので、件数の部分だとか検証・見直しというものを書くのであれば、その部分がもう少しアンケートにも織り込まれてほしいですし、項目が作られるときに、この部分を意識して作っていただけるのであれば、すごく子どもたちも安心するし、親も安心するし、使っていいものだな、この条例はいいものだなと思ってもらえるのではないかなと考えております。
私からの質問としては、件数管理とか具体的なものを詰めるというところが、もちろん今まだ条例ができていないのでスケジュールには入っていないのですけれども、これが条例を作る段階で、計画としてイメージ図が描かれるものなのか、それともできてからまた考えますという状況なのか、どちらなのか伺いたいと思い質問しました。

会長：検証・見直しや実施状況の公表についてという項目を入れた場合に、ということです。事務局、いかがでしょうか。

事務局：まずアンケートで現状把握は必要ですよね、というお話をいただきました。これは専門部会でも同じようなご意見をいただいていて、まだ反映できていないのですが、現状把握は必要だと思いますので、今後を見据える上でも、まず現状をつかむところは入れていきたいと思っております。最後のご質問は、もう一度よろしいでしょうか。

委員：質問としては、条例を作るにあたって、今言ったような件数管理的なところや検証・見直しの具体がない状態で条例は作れないと思うのです。アウトラインがない状態で、こうしていこう、ああしていこうという指針を立てることは本質的にできないというのは、条例は作ったことがないのですけど、ビジネス上はよくあるなと思って見ていて。なので、この条例を作るときにどういう考えで作るのかが分からなかったので、それが計画上どこかに入っているのか、それともこれから考えるという話なのかを知りたいです。

事務局：わかりました。まず、条例の基本的な考えとしては、今回の条例は理念条例ではなく、きちんと実効性を持たせたものにしたいと考えております。そのために、権利保障、権利の救済というところを具体的な制度として条例に書きたいという思いがあります。そうした取り組みが必要だというのは、先に条例を設置し

ている自治体を見ていると明らかで、今まさにそういったところを勉強しながら、考えています。今日の時点では大まかな話になってしまい申し訳ないのですが、今後、もう少し時期が経ったら、詳しい説明をしながら、こういう考えで、アウトラインはこうなのです、というお話もできるかなと思いますので、よろしくお願いします。

会長：検証・見直しはとても大事なところなのですけど、他区を見るとやっていないところも結構あります。ただ、専門部会で話しているところでは、こどもの権利条例ができたからといって全く新しい検証・見直しをするというよりは、すでに区でいろいろな子どもに関する政策をやっていて、年度計画を立て、例えばこの会議ですと、保育園がいくつできて待機児童がどうなったか、お子さんが何人いらっしゃるか、今年はいなくなったかなど、少なくともそういう数字的なものは、毎年行政として検証・見直しをされていると思います。なので、通常の区が行っている検証・見直しを活用しながら、それをこどもの権利の観点で見たときにどうなのかという再分析をかける、あるいは質的なものを詳しく見ていく、そういう形になっていくのかなとイメージしています。
非常に重要なところ、ご質問いただいたかなと思います。ありがとうございます。とても大事なところなので、ほかにここについてありますか。お願いいたします。

委員：アンケートに、支援級に通級しているお子さんは入ると思うのですが、少数だとは思いますが、支援学校に通学している区在住の児童・生徒さんにはアンケートはされるのでしょうか。そこが明記されていなかったので教えてください。お願いします。

事務局：支援学校に通学しているお子さんへアンケートが届くのかというところなのですけれど、まずアンケートは無作為抽出で行いますので、先ほどお話しした15歳から18歳の高校生世代1,000件に当てはまれば送られます。ただ、小学生、中学生は、タブレットで実施するアンケートのみで、対象には入らない形になっています。それを補完するアイデアとして、実施できるかどうかはまだ検討段階なのですが、学校に訪問して対話の中でお話を聞くとか、保護者の方に話を聞いてご意見をいただいているという他区の実例もあるので、そういったところは今後、確認しながらやっていきたいと思っています。

会長：例えば高校生世代ですと1,000名の方にアンケートするのですけど、これは多分、特別支援学校かどうかという区別はなく無作為抽出で送るので、私立に行かれているお子さんもそうですし、公立学校の子も、いろいろな子が含まれてくるだろ

うと思います。ただ、やはり回答するというところでは難しい方もいらっしゃる可能性があるので、その点については丁寧にヒアリングなどの方法を用いて意見をお伺いすることができたらということで、専門部会で話題にもでているところです。とても大事なことをありがとうございます。
他はいかがでしょうか。オンラインの方はいかがでしょうか。皆様の方はいかがですか。
それでは時間が来ておりますので、以上で審議事項の説明を終了いたします。
大きく言いますと、この審議事項2件について、事務局から説明のとおりとすることで、ご異議はございませんでしょうか。変更するというよりは、もっと中身を深めるべきだというご意見をいただいたかなと思いますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

各委員：異議なし。

会長：それでは、異議なしと認め、承認することといたします。
続きまして、次第の「６．その他」に入ります。

６．その他

会長：その他は特になく、ここまで全体を通してご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。全体を通してはよろしいでしょうか。オンラインの皆様も大丈夫でしょうか。

７．閉会

会長：それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。皆さま、本日はお天気も悪い中、どうもありがとうございました。

以上